

広島県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年七月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局三原店 医療法人社団翔積会 ホワイトデンタルクリニック	三原市城町二丁目一三番一号 安芸郡海田町新町一九番一〇号	令和七年六月一日 令和七年六月一日